

## 05 グループホームとは

「支援を受けながら自宅以外で暮らしたい」方のためのサービスです。グループホームは「共同生活援助」が正式名称です。障害のある方が一軒家やアパートタイプの住居におおむね定員 10 人以下で共同生活をするサービスです。「障害のある方向けのシェアハウス」のようなところだとイメージするとわかりやすいと思います。「世話人」や「支援員」と呼ばれる職員がおり「主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助」を受けることができます。家賃や食費、活動費などで月額 7～8 万円程度の費用が必要です。グループホームには大きく 3 つの利用形態があります。

- ・ 外部サービス利用型：  
夜間や休日はグループホームを利用し、平日の日中は就労先や地域活動支援センター等の外部の事業所へ通います。
- ・ 日中サービス支援型：  
グループホームで日中も支援を受けられます。日中に通所先への外出が困難な障害者や高齢の障害者が主な対象です。他の利用形態に比べ、料金が低い傾向があります。
- ・ 介護サービス包括型：  
排せつ、入浴、食事、着替え等にも介護が必要な方が対象です。夜間や休日はグループホームを利用し、平日の日中は就労先や生活介護等の外部の事業所へ通います。

- 
- ※ 入居者の病院受診や買い物等への同行は制度上のサービスに含まれていないため、病院受診等への同行は行っていない、または有料で対応しているところもあります。
  - ※ 原則、本人の銀行通帳や印鑑などの貴重品は施設では預かりません。現金については、「本人の外出時や物品購入等のための資金」として必要な小遣い程度の少額であれば「施設で預かる」、もしくは「活動費を施設が立て替え、後日本人または親族等が支払う」場合もあります。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課 (P. 34) です。